

# 令和6年度宮崎県交通安全活動推進要綱

## 1 目的

この要綱は、令和7年までに、交通事故による年間死者数31人以下・人身事故発生件数5,200件以下を目指す「第11次宮崎県交通安全計画」に基づき、県民総ぐるみの活動を推進し、県民ひとりひとりの交通安全意識の高揚と、交通弱者に配慮したおもいやりのある「人優先」の交通社会が実現されることにより、県民が痛ましい交通事故から守られることを目的とします。

## 2 活動の基本方針

- 交通事故のない社会を目指して
- 人優先の交通安全思想
- 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築



## 3 活動の重点目標

- こどもの交通事故防止
- 高齢者の交通事故防止
- 横断歩道における歩行者優先運転の推進
- 脇見・ぼんやり運転等の追放
- 飲酒運転の根絶
- 全席シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の推進
- 夕暮れ時や夜間の交通事故防止
- 自転車等の安全で適正な利用及び自転車保険加入の推進
- 高速道路の安全利用の推進
- セーフティエコドライブの推進

## 4 交通安全運動の計画

### (1) 期間を定めて行う運動

#### ア 全国交通安全運動

運動名	実施期間
春の全国交通安全運動	4月6日(土)～4月15日(月)
秋の全国交通安全運動	9月21日(土)～9月30日(月)

#### イ 県独自の交通安全運動

自転車マナーアップ強化月間	5月1日(水)～5月31日(金)
飲酒運転根絶強化月間	7月1日(月)～7月31日(水)
夕暮れ時の早めの点灯・ピカピカ運動	11月1日(金)～1月31日(金)
冬の交通安全県民総ぐるみ運動	12月1日(日)～12月10日(火)

### (2) 日を定めて行う運動

#### ア 全国交通安全運動

交通事故死ゼロを目指す日	4月10日(水)及び国指定日
--------------	----------------

#### イ 県独自の交通安全運動

県民交通安全の日(※)	毎月10日
-------------	-------

(※) 地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。

## 5 推進機関・団体の共通推進方法

- 相互に連携を密にして、それぞれの特性に応じ、各季の交通安全運動や日を定めて行う運動を地域ぐるみで積極的に推進するとともに、交通ボランティア活動の活性化と後継者育成のための若者の交通安全活動の参加促進に努めます。
- 人優先の交通安全思想の下、幼児期から高齢者に至るまで、段階的かつ体系的な安全教育を推進するとともに、生活道路、幹線道路等における安全・安心な交通環境の整備や、安全運転及び車両の安全性の確保、道路秩序の維持等に努めます。
- それぞれの組織に具体的な推進事項を周知徹底させるとともに、新聞、テレビ、SNS等を活用した広報啓発を推進し、幅広い県民参加による「県民総ぐるみ運動」として盛り上がるよう努めます。

# 令和6年度の具体的推進事項

## こどもの交通事故防止

### 運転者は…

- こどもに対する思いやりのある運転をしましょう。
- スクールゾーンは決められた時間帯は通行できません。標識等を確認しましょう。

### 歩行者は…

- こどもは、道路に飛び出さない等の交通安全の基本をしっかり学びましょう。
- 登下校時等には反射材を身につけましょう。

### 家庭・地域・学校・職場では…

- 家庭や学校において、保護者や教育関係者は、こどもが安全に道路を通行するための教育を徹底しましょう。
- スクールゾーンや通学路等の安全点検を行い、交通安全指導を実施するなど、地域ぐるみでこどもの交通事故防止に取り組みましょう。
- 交通ルールの理解のための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しましょう。



## 高齢者の交通事故防止

### 運転者は…

- 自身で決めた運転ルールを守る「制限運転」を積極的に実践しましょう。
- 運転に不安を感じたら「安全運転相談ダイヤル#8080」や「高齢者運転免許証返納メリット制度」等を活用し、運転免許証の返納を考えましょう。
- 70歳以上の方は積極的に、高齢者マークを付けましょう。
- 高齢者、障がい者等への思いやりのある運転をしましょう。

### 歩行者は…

- 早朝・夜間・夕暮れ時の外出は、明るい目立つ色の服装と反射材を着用しましょう。
- 道路を横断する際は、十分に左右の安全を確かめて横断歩道を渡りましょう。

### 家庭・地域・学校・職場では…

- 高齢者の運転に関して家庭内で話し合ひましょう。
- 運転免許がなくても安心して暮らせる移動手段の確保等の支援を推進しましょう。
- 安全運転サポート車の普及啓発に努めましょう。
- 加齢に伴う身体機能の変化についての安全教育・広報啓発を推進しましょう。



高齢者交通安全五則を守りましょう。※1

「制限運転」を実施しましょう ※2

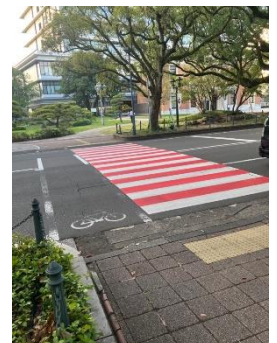
## 横断歩道における歩行者優先運転の推進

### 運転者は…

- 横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる場合は、横断歩道の手前で必ず一時停止しましょう。
- 横断歩道等予告マーク（◇ダイヤマーク）が見えたら、減速し歩行者等に注意しましょう。

### 歩行者は…

- 道路を横断するときは、十分に左右の安全を確かめて横断歩道を渡りましょう。
- 横断歩道を渡るときは、運転者に対して手を上げるなどの意思表示をしましょう。



(モデル横断歩道)

## ◆横断歩行時のルール◆



## 脇見・ぼんやり運転等の追放

### 運転者は…

- 緊張感を持って、危険を予測する「かもしれない運転」を励行し、交通事故を防ぎましょう。
- 運転中のスマートフォン等の操作は危険です。絶対にやめましょう。
- 妨害運転（あおり運転）などの危険運転は絶対にやめましょう。
- 電動キックボード等、新たなモビリティを正しく利用しましょう。

### 歩行者は…

- 「歩きスマホ」は危険です。絶対にやめましょう。

### 家庭・地域・学校・職場では…

- 交通ルール遵守とマナー向上のため安全指導や教育活動を推進しましょう。
- 新聞、テレビ、SNS 等の各種広報を活用して、脇見・ぼんやり運転等追放の広報啓発を徹底しましょう。
- 過労・居眠り・暴走運転をなくしましょう。



## 飲酒運転の根絶

### 運転者・同乗者は…

- 飲酒運転は重大な犯罪であり、「絶対にしない・させない・許さない」を徹底しましょう。
- 二日酔い運転に注意し、翌朝、運転する場合は、お酒の量を控えましょう。
- 飲酒運転の車に同乗することや、飲酒者に車両を貸すことも犯罪です。

### 家庭・地域・学校・職場では…

- 地域ぐるみで飲酒運転を絶対にさせない環境づくりを促進しましょう。
- 事業者は、アルコール検知器の適正な使用と厳正な点呼の実施を徹底しましょう。
- 飲食店における運転者への酒類提供の禁止とハンドルキーパー運動の周知徹底を図りましょう。
- 飲酒運転の危険性、責任の重大性について繰り返し啓発し、規範意識の高揚を図りましょう。



# 全席シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の推進

## 運転者・同乗者は…

- 後部席を含む全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用在運転者の義務であることを周知徹底しましょう。

## 家庭・地域・学校・職場では…

- シートベルトの非着用や、チャイルドシートの未使用時の危険性を認識し、広報啓発を徹底しましょう。



# 夕暮れ時や夜間の交通事故防止

## 運転者は…

- 夕暮れ時は、車も自転車も早めにライトを点灯させましょう。
- 歩行者等を早く発見するために、夜間の走行は、ハイビームが基本です。対向車や前走車がいる場合などには、ロービームに切り替えましょう。

## 歩行者は…

- 外出する際は、明るい目立つ色の服装と反射材を必ず着用しましょう。
- 泥酔して路上に寝込むことは、重大な交通事故につながります。

## 家庭・地域・学校・職場では…

- 職場では、チラシ、立看板、社内放送等を活用して普及啓発を徹底しましょう。



# 自転車等の安全で適正な利用及び自転車保険加入の推進

## 利用者は…

- 自転車は車の仲間です。原則として車道の左側を通行しましょう。
- 自転車に乗る時は、大人も子どももヘルメットを着用しましょう。
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認を徹底しましょう。
- 夜間はライトを点灯しましょう。
- 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止を徹底しましょう。
- 傘差し、スマートフォン等の使用はやめましょう。イヤホン等の使用は危険です。
- 万が一の事故に備えて自転車保険に必ず加入しましょう。
- 電動キックボードの利用者は、ヘルメットを着用しましょう。



自転車安全利用五則を守りましょう。※3

## 家庭・地域・職場・学校では…

- 全ての年代を対象に自転車のヘルメット着用を徹底しましょう。
- 自転車の点検整備を徹底しましょう。
- 家庭において、自転車利用のルールやマナーについて必要な教育を徹底しましょう。
- 電動キックボードの安全利用についての広報啓発を推進しましょう。

道路交通法が改正され、全ての年代で自転車乗車時のヘルメット着用が「努力義務」となりました!

大人も子どもも自転車用ヘルメットを着用し、交通事故から命を守りましょう。

★SG マークやJCF マークなど安全認証マークが付いているものを選びましょう。

★ツバのあるものや帽子型など、おしゃれなヘルメットも増えています。



## 高速道路の安全利用の推進

### 運転者は…

- 長時間の運転は気が緩みがちになり居眠り等の危険があります。こまめに休憩を取りましょう。
- 高速道路上での停止やあおり行為、車載物の落下や逆走等の危険性を認識しましょう。
- 高速道路利用前の運行前点検を徹底しましょう。
- 高速道路を運転するときは、車間距離を十分にとり、通行帯を走行しましょう。

高速運転安全五則を守りましょう。※4



### 職場では…

- 高速道路交通安全協議会等の関係機関とともに安全利用の普及啓発に努めましょう。

## セーフティエコドライブの推進

- 地球環境にやさしく、交通事故防止にもつながる運転を心がけましょう。

エコドライブ10のすすめを推進しましょう。※5

### ※1 高齢者交通安全五則

- ま…待つ(安全が確認できるまで待つ)
- み…見る(周囲の状況を見る)
- む…無理せず止まる(無理な横断等しない)
- め…目立つ(反射材用品を着用して目立つ)
- も…もっと知る(身体機能の変化をもっと知る)

### ※3 自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

### ※2 「制限運転」とは

- 高齢者自身が自身の体調・運転能力を踏まえ、運転しない時間帯や場所などを自ら決め、無理な運転を控えることを「制限運転」といいます。
- 交通事故防止対策の一環として、国の有識者会議が2017年に提唱し始めた取組です。全国的には「補償運転」という名称で提唱され、本県では、「制限運転」という名称を使っており、現在、県内でもこの取組が広がっています。

#### 【実施例】

- ・ 体調が悪いときは運転を控える。
- ・ 高速道路、長距離の運転を控える。
- ・ 夜間、雨天時、通学時間帯の運転を控える。
- ・ 速度を控えて運転する。
- ・ 混雑した場所での運転を控える。
- ・ 概ね1時間以上の連続した運転を控える。
- ・ 不慣れた場所での運転を控える。

### ※4 高速運転安全五則

- 安全速度を守る
- 十分な車間距離をとる
- 割り込みをしない
- 脇見運転をしない
- 路肩走行をしない

### ※5 エコドライブ10のすすめ

- 自分の燃費を把握しよう
- ふんわりアクセル「eスタート」
- 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- 減速時は早めにアクセルを離そう
- エアコンの使用は適切に
- ムダなアイドリングはやめよう
- 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- タイヤの空気圧から始める点検・整備
- 不要な荷物はおろそう
- 走行の妨げとなる駐車はやめよう

**宮崎県交通安全スローガン（宮崎県交通安全スローガン入選作品）**

◆高齢者交通事故防止を呼びかけるもの

「年の功 経験活かし 事故防止」

◆飲酒運転根絶を呼びかけるもの

「飲酒運転 するもさせるも 皆同罪」

◆横断歩道における歩行者優先を呼びかけるもの

「横断歩道 歩行者いたら 赤信号」

◆脇見・ぼんやり運転等追放を呼びかけるもの

「一瞬の わき見ぼんやり 事故一生」

◆自転車の安全利用を呼びかけるもの

「自転車も 歩行者守って やさしい運転」

◆夕暮れ時や夜間における反射材の着用を呼びかけるもの

「反射材 あなたの命を 守る盾」

**令和5年度宮崎県交通安全ポスターコンクール入選作品**



（小学校上学年の部 金賞 山根 勇輝さんの作品）



（高校・一般の部 金賞 三好 瑠奈さんの作品）

**宮崎県交通安全対策推進本部構成団体（103 団体）**

（順不同）R6.2月現在

- ◆ 宮崎県議会
- ◆ 宮崎県市長会
- ◆ 宮崎県町村会
- ◆ 宮崎県市議会議長会
- ◆ 宮崎県町村議会議長会
- ◆ 宮崎県地域婦人連絡協議会
- ◆ 宮崎県青年団協議会
- ◆ 宮崎県公民館連合会
- ◆ 宮崎県自治会（区会）連合会
- ◆ 宮崎県子ども会育成連絡協議会
- ◆ 日本ボーイスカウト宮崎連盟
- ◆ ガールスカウト宮崎連盟
- ◆ 宮崎県社会福祉協議会
- ◆ 宮崎県老人クラブ連合会
- ◆ 宮崎県身体障害者団体連合会
- ◆ 宮崎県PTA連合会
- ◆ 宮崎県高等学校PTA連合会
- ◆ 宮崎県立学校長協会
- ◆ 宮崎県校長会
- ◆ 宮崎県私立中学高等学校協会
- ◆ 宮崎県保育連盟連合会
- ◆ 宮崎県幼稚園連合会
- ◆ 宮崎県専修学校各種学校連合会
- ◆ 宮崎県交通安全協会
- ◆ 西日本高速道路株式会社九州支社
- ◆ 宮崎高速道路事務所
- ◆ 宮崎県高速道路交通安全協議会
- ◆ 自動車事故対策機構宮崎支所
- ◆ 自動車安全運転センター宮崎県事務所
- ◆ 日本自動車連盟宮崎支部
- ◆ 宮崎県バス協会
- ◆ 宮崎県トラック協会
- ◆ 宮崎県タクシー協会
- ◆ 宮崎県自家用自動車協会
- ◆ 宮崎県自動車整備振興会
- ◆ 日本自動車販売協会連合会宮崎県支部
- ◆ 宮崎県軽自動車協会
- ◆ 宮崎県自転車二輪車商協同組合
- ◆ 宮崎県レンタカー協会
- ◆ 宮崎県指定自動車学校協会
- ◆ 宮崎県二輪車安全運転推進委員会
- ◆ 宮崎県安全運転管理者等協議会
- ◆ 宮崎県交通指導員会連絡協議会
- ◆ 宮崎県地域交通安全活動推進委員協議会連合会
- ◆ 宮崎県交通安全全協力隊
- ◆ 宮崎県建設業協会
- ◆ 宮崎県骨材協同組合連合会
- ◆ 宮崎県管工事協同組合連合会
- ◆ 宮崎県電気工事業工業組合
- ◆ 宮崎県左官業組合連合会
- ◆ 宮崎県砕石事業協同組合連合会
- ◆ 宮崎県生コンクリート工業組合
- ◆ 宮崎県観光協会
- ◆ 宮崎県商工会議所連合会
- ◆ 宮崎県商工会連合会
- ◆ 宮崎県中小企業団体中央会
- ◆ 宮崎県生活衛生営業指導センター
- ◆ 宮崎県石油商業組合
- ◆ 宮崎県小売酒販組合連合会
- ◆ 宮崎県農業協同組合中央会
- ◆ 宮崎県経済農業協同組合連合会
- ◆ 全国共済農業協同組合連合会宮崎県本部
- ◆ 宮崎県SAP会議連合
- ◆ 宮崎県木材協同組合連合会
- ◆ 宮崎県青果市場連合会
- ◆ 宮崎県漁業協同組合連合会
- ◆ 宮崎県エルピーガス商業組合
- ◆ 市内ライオンズクラブ幹事会
- ◆ 宮崎ロータリークラブ
- ◆ 宮崎労働基準協会
- ◆ 生命保険協会宮崎県協会
- ◆ 日本損害保険協会九州支部宮崎損保会
- ◆ 宮崎県医師会
- ◆ 宮崎県歯科医師会
- ◆ 宮崎県薬剤師会
- ◆ 朝日新聞社宮崎総局
- ◆ 毎日新聞社宮崎支局
- ◆ 読売新聞社宮崎支局
- ◆ 西日本新聞社宮崎支局
- ◆ 日本経済新聞社宮崎支局
- ◆ 南日本新聞社都城・宮崎支局
- ◆ 宮崎日日新聞社
- ◆ 共同通信社宮崎支局
- ◆ 時事通信社宮崎支局
- ◆ NHK宮崎放送局
- ◆ MRT宮崎放送
- ◆ UMKテレビ宮崎
- ◆ 九州旅客鉄道株式会社宮崎支社
- ◆ 宮崎行政監視行政相談センター
- ◆ 宮崎地方検察庁
- ◆ 宮崎労働局
- ◆ 九州運輸局宮崎運輸支局
- ◆ 国土交通省九州地方整備局
- ◆ 宮崎河川国道事務所
- ◆ 宮崎県警友会
- ◆ 宮崎県教育庁
- ◆ 宮崎県警察本部
- ◆ 宮崎県警察本部交通部
- ◆ 宮崎県総合政策部
- ◆ 宮崎県総務部
- ◆ 宮崎県福祉保健部
- ◆ 宮崎県環境森林部
- ◆ 宮崎県商工観光労働部
- ◆ 宮崎県農政水産部
- ◆ 宮崎県県土整備部

自転車を利用している皆さまへ



改定した **自転車**  
**安全利用五則** を  
守りましょう！

**自転車安全利用五則**

(令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



# 改定した 自転車安全利用五則を守りましょう!

## 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。



「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます



歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



## 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



## 3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。



## 4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。



## 5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



### ヘルメットはあなたの命を守ります!

ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部を損傷しています(平成29年~令和3年合計)。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍も高くなっています。自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが大変重要です。

◆自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率  
(平成29年~令和3年合計) (警察庁資料より)



※致死率とは死傷者のうち死者の占める割合をいう。



ベテランドライバー運転改革  
無理をしない**制限運転**

制限運転の心得

- ☑ 体調が悪いときには  
運転を控えるべし
- ☑ 連続した一時間以上の  
運転を控えるべし
- ☑ 夜間の運転を  
控えるべし
- ☑ 通学時間帯の  
運転を控えるべし
- ☑ 速度を控えて  
運転するべし

制限運転とは・・・

宮崎県においても高齢者による交通事故が増加の一途をたどり大きな問題となっています。そんな中、高齢運転者が自身の体調・運転能力を把握し、無理な運転を控えることで交通事故を防止し、運転寿命を延ばす啓発活動を「制限運転」と言います。

宮崎県交通安全対策推進本部

# 制限運転とは？

交通事故を防止し、運転寿命を伸ばす啓発活動です。

運転前に自身の体調・運転能力を把握し、運転しない時間帯や場所を決める事で無理な運転を控え、交通事故を防止する取り組みです。2017年に国の有識者会議で提唱し始め、現在では宮崎県内でも高齢者ドライバーの間で、既に広がっています。



第一当事者・年代別事故発生状況



出典：宮崎県警察本部交通部  
『令和元年宮崎県の交通事故』

昨今、高齢者による重大事故が大きな社会問題になっています。宮崎県においても事故件数が減少する中、高齢者による事故の割合は増加し続けています。

公共交通機関の整備が進んでいない、中山間地域を多く抱えた本県では、移動手段として自家用車を手放すことができず、運転免許の自主返納が困難な高齢者が多く存在するのが実情です。高齢ドライバーの事故防止対策は急務な課題となっています。

## こんな時の制限運転

『高速道路乗ろうかな？』

- 現在の自身の運転能力を考え、一般道路を利用しましょう。



『今日は雨が激しいな』

- 雨や雪などの悪天候は、視野を狭めたりと危険です。



『この道は車が多くて運転しづらいな』

- 混雑した場所では事故が起こりやすいです。



『普段通らない道だけど大丈夫だろう』

- 運転しづらい不慣れた場所を避けましょう。



## 高齢者ドライバーとご家族の皆様へ

### 高齢者ドライバーのいる ご家族の方へ

運転に不安を感じていませんか？  
家族で話し合い助けあうことで、  
変えられる未来があります。  
事故を起こしてからでは取り返しがつきません。  
大切な家族を、悲惨な事故の  
加害者にさせないためにも一。

# 運転免許証の 自主返納

### 高齢者ドライバーの方へ

安全運転に自信はありますか？  
年齢とともに視野は少しずつ狭くなります。  
記憶力、判断力も衰えていきます。  
もし重大な事故を起こしたら、  
家族も社会的責任を追及されます。  
大切な人の幸せを守るためにも一。

### 県民の皆様へ

1. 運転免許証がなくても高齢者が安心して暮らせる環境を作りましょう。
2. タクシーやバス、鉄道等の公共交通機関を利用して、自主返納後の移動手段を確保しましょう。
3. ひなたの心で互いに助け合い、地域ぐるみで買い物や通院等の移動を支援しましょう。

宮崎県交通安全対策推進本部 Tel.0985-26-7054



## 宮崎県交通事故相談所のご案内

県では、専門の相談員による無料の交通事故相談所を開設しています。(電話相談可)

### ◆場所

県庁1号館4階  
宮崎市橘通東2丁目 10 番1号  
☎ 0985-26-7039

### ◆相談日時

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前9時～正午、午後1時～午後3時30分

## 安全運転相談のご案内

県警では、各免許センターや警察署で、警察職員や看護師が、認知症や一定の病気のある方、運転に不安を感じている方、その家族等からの相談を受け付けています。(秘密は厳守します)

### ◆相談窓口

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前10時～午後5時

- 宮崎運転免許センター ☎0985-24-9999(音声案内2番)
- 都城運転免許センター ☎0986-25-9999(直通)
- 延岡運転免許センター ☎0982-33-9999(直通)
- 安全運転相談ダイヤル #8080  
⇒ 平日 午前8時30分～午後5時15分



**自転車も 歩行者守って やさしい運転**

### 令和6年度宮崎県交通安全活動推進要綱

令和6年2月13日

発行 宮崎県交通安全対策推進本部

編集 宮崎県総合政策部 生活・協働・男女参画課  
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号  
TEL 0985-26-7054